

『医療措置協定』の締結のお願いについて

感染症法に基づき、新興感染症の発生・まん延に備えるため、訪問看護事業所と東京都との間で「医療措置協定」を締結することになりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

協定のポイント

◆新興感染症の発生・まん延時、「自宅療養者」等に対して訪問看護を実施

- ・訪問看護の実施は、主治医からの指示に基づきます。
- ・訪問看護の対象は「自宅療養者」「宿泊療養者」「高齢者施設等」「障害者施設等」になります。ただし、すべての対象に実施していただく必要はなく、一部（例：自宅療養者）のみでも協定を締結することが可能です。
- ・新興感染症発生時に、新規の利用者への対応が困難な場合には、「普段から自所にかかっている患者に限る」ことも可能です。

協定を締結した訪問看護事業所は、原則として**第二種協定指定医療機関**に指定され、新興感染症の発生・まん延時に実施する当該医療について、**公費負担医療の対象**になります。

協定を締結した訪問看護事業所への支援

1. 新興感染症に関する**最新の知見を情報提供**します。
2. 事業所における**感染対策に関する研修を支援**します。
3. 個人防護具（マスク、非滅菌手袋等）を**優先的に配布**します。
※ 配布を実施する場合には、メール等でお知らせいたします。

詳細は、東京都専用Webページにて



東京都 医療措置協定



◆協定を説明した**動画、申込方法等を掲載**しております。



締結までのスケジュール（予定）

協議フォーム入力

月末までの入力：翌々月1日締結

協定書（案）の確認

入力いただいた内容を記載した協定書（案）を翌月中旬までにメールでお送りしますので、内容のご確認をお願いします。

協定書の確定

協定の締結

電子署名または書面押印を行います。

医療措置協定についてのQ&A ※詳しくは、表面の東京都専用Webページを参照ください

Q1 どのような感染症を想定していますか？

- 協定の対象となる感染症は、感染症法の類型において「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」とされた感染症となりますが、新興感染症の性状や感染症等を事前に想定することは困難であるため、まずは現に発生し、これまでの教訓を生かせる**新型コロナへの対応を念頭**にお考えください。

Q2 訪問看護の対象は？

- 「自宅療養者」「宿泊療養者」「高齢者施設等」「障害者施設等」になります。ただし、すべての対象に実施していただく必要はなく、**一部（例：自宅療養者）のみでも協定を締結することが可能**です。

Q3 協定を締結した場合、財政支援はありますか？

- 協定に基づく措置を講じた場合、措置に要する費用については、東京都の予算の範囲内において都が補助を行うこととしています。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとしています。

Q4 医療措置協定を締結したことは公表されますか？

- 医療措置協定を締結した時は、感染症法に基づき、当該協定の内容を公表することとなっています。専用Webページの「8.協定締結医療機関等」にPDFリストを掲載しています。（毎月3開庁日頃に更新予定）

その他、ご質問事項については東京都専用Webページ内「お問い合わせフォーム」にて受け付けております。

URL：https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/iryokikan/i_kyotei

（都ホームページ：東京都保健医療局トップ>感染症対策>医療機関の方へ>医療措置協定について）

※専用Webページではよくあるご質問等も掲載しています。

※インターネットのご利用が難しい場合は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

【問合せ先】

（電話）東京都保健医療局感染症対策部医療体制整備課 TEL：03-5320-5880
（ホームページ）上記ホームページのお問い合わせフォーム